

海賊に対する取締り（案）

〔平成21年3月13日
総合海洋政策本部
法制チーム決定〕

1. 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案について

(1) 平成21年3月13日（金）の閣議を経て、
国会へ提出することとする。
* 法律案概要は別紙1のとおり。

(2) 法律案の国会提出にあたり、法案を担当する大臣は、金子海洋政策担当大臣とし、同法律案の国会での早期成立を目指し、関係閣僚は引き続き連携・協力する。

2. その他

反捕鯨団体による調査捕鯨への妨害行為について（別紙2のとおり。）

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案の概要

1 法律の目的

我が国の経済社会及び国民生活における船舶航行の安全確保の重要性並びに国連海洋法条約の趣旨にかんがみ、海賊行為の処罰及び海賊行為への適切かつ効果的な対処のために必要な事項を定め、海上における公共の安全と秩序の維持を図る。

2 海賊行為の定義

「海賊行為」……船舶（軍艦等を除く）に乗り組み又は乗船した者が、私的で、公海（排他的經濟水域を含む）又は我が國領海等において行う次の行為。

- (1) 船舶強取・運航支配
- (2) 船舶内の財物強取等
- (3) 船舶内にある者の略取
- (4) 人質強要
- (5) (1)～(4)の目的での①船舶侵入・損壊、②他の船舶への著しい接近等、③凶器準備航行

3 海賊行為に関する罪

海賊行為をした者は次に掲げる刑に処する。

- (1) 2 (1)～(4)：無期又は5年以上の懲役。人を負傷させたときは無期又は6年以上の懲役。
人を死亡させたときは死刑又は無期懲役
- (2) 2 (5)①・②：5年以下の懲役
- (3) 2 (5)③：3年以下の懲役

4 海上保安庁による海賊行為への対処

- (1) 海賊行為への対処は海上保安庁が必要な措置を実施する。
- (2) 海上保安官等は警察官職務執行法第7条の規定により武器使用するほか、現に行われている2 (5)②の制止に当たり、他の制止の措置に従わず、なお2 (5)②の行為を継続しようとすると場合に、他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由のあるときには、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度において、武器使用が可能。

5 自衛隊による海賊行為への対処

- (1) 防衛大臣は、海賊行為に対処するため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て海賊対処行動を命ずることができる。承認を受けようとするときは対処要項を作成して内閣総理大臣に提出（急を要するときは行動の概要を通知すれば足りる）。
- (2) 対処要項には、海賊対処行動の必要性、区域、部隊の規模、期間、その他重要事項を記載。
- (3) 内閣総理大臣は、承認をしたとき及び海賊対処行動が終了したときに国会報告を行う。
- (4) 自衛官は海上保安庁法の所要の規定、武器使用に関する警察官職務執行法第7条の規定及び4 (2)を準用。

6 その他

所要の規定を整備する。

(別紙2)

反捕鯨団体による調査捕鯨への妨害行為のように、必ずしも海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案に基づき対処し得るとは言えない行為が、船舶の航行等、海上における安全上の問題となる場合があり得ることが提起され、確認された。

このため、そのような行為に関し、具体的な事例を踏まえつつ、効果的な対応策の検討について、総合海洋政策本部事務局を中心となって、成案を得るべく、関係府省と連携・協力しつつ積極的に取り組む。